

## 別表十一（二）の記載の仕方

この明細書は、出版業等を営む法人が平成30年改正法附則第25条第1項（法人の返品調整引当金に関する経過措置）によりなお効力を有するものとされる平成30年改正前の法人税法（以下「旧効力法」といいます。）第53条（返品調整引当金）の規定の適用を受ける場合又は平成30年改正法附則第32条第1項（連結事業年度における返品調整引当金に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される法第81条の3第1項（個別

益金額又は個別損金額）（旧効力法第53条の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限り）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。